

○京都市保健所運営協議会条例

昭和 31 年 9 月 1 日

条例第 16 号(制定)

平成 22 年 3 月 31 日条例第 69 号

京都市保健所運営協議会条例

(設置)

第 1 条 地域保健法第 11 条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条 協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 6 条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月8日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

昭和 31 年 9 月 1 日

規則第 21 号(制定)

平成 22 年 3 月 31 日規則第 110 号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第 1 条 京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第 1 項各号に掲げる者(以下「部会員」という。)の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 2 条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。